

岡山県
医師会

医師賠償責任保険の ご案内

〈A①会員向け〉

日医A①会員の皆さまへ



保険期間

20●●年7月1日 午後4時

20●●年7月1日 午後4時

1年間

保険契約者：公益社団法人 **岡山県医師会**

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

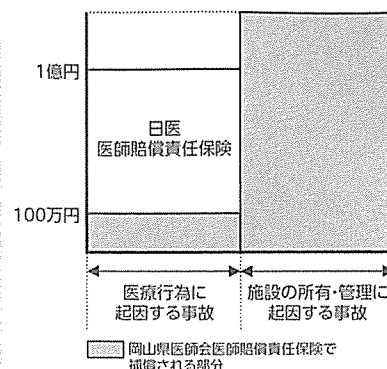
この保険は岡山県医師会を契約者とし、岡山県医師会会員（日本医師会 A①会員）の皆様方を対象とする団体契約です。

したがって個々で加入されるより保険料も20%（団体割引）安くなっていますし、面倒な手続きもありません。

1977年度から、日本医師会の指導に従い、日医A①・A②会員にかぎり日医医師賠償責任保険の適用が受けられます。

日本医師会医師賠償責任保険制度は、医療上の事故に対して1億円までの賠償を補償しておりますが、免責部分（自己負担部分）が100万円に設定されています。

岡山県医師会ではこの100万円について補償する団体契約（岡山県医師会医師賠償責任保険（A①会員向け））を損保ジャパンとの間で締結しています。またこの団体契約では、施設管理上の賠償責任も併せて補償しています。



加入要領

毎年7月1日付で満期となり更新されます。

①ご継続の場合

従来通りのご継続をご希望の場合は、自動更新のため、特段のご連絡は不要です。

②新規加入を希望される場合

右の解説をご参照のうえ、加入依頼書をご記入いただき、**5月20日(火)**までに岡山県医師会宛にご返送ください。

③コース変更・オプション追加・解約される場合

岡山県医師会まで同封の変更依頼書にご記入のうえお申し出ください。

④中途加入もできます

ただし、先生からの申込日が月の中途である場合は、**原則翌月の1日付**で契約開始となります。
（保険料は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。）

⑤廃業された場合

廃業される際は、岡山県医師会へご連絡ください。また、医師賠償責任保険の期間延長（10年）のお手続きも可能です。詳しくは7ページ記載の「**損害賠償請求期間延長担保追加条項**」の欄をご覧ください。

岡山県医師会福祉部

被保険者

〈医師特約条項〉

岡山県医師会に所属する日医A①会員の先生

※医療機関でご加入になる場合、医師賠償責任保険の被保険者は開設者のみ（法人の場合には当該法人のみ）となり、勤務医や看護師等は被保険者とはなりません。

※開設者の業務の補助者たる医師（管理者、勤務医等）や看護師、薬剤師、診療放射線技師その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償の対象となります。

〈医療施設特約条項〉

※記名被保険者（保険証券に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人、その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

保 険 金 額 ・ 保 険 料

1. 医師賠償責任保険

(一診療所 (19床以下) につき団体割引20%、一括払、保険期間 1 年)

保 険 金 額						年 間 保険料 (団体割引 20%適用)
加 入 コース	医療上の 事 故 (3コース共通)	施設・給食等による事故				人格権侵害 による事故 (3コース共通)
		対人 1 名につき	対人 1 事故につき	対物 1 事故につき	自 己 負担額	
①	対人 1 事故につき	1 億円	2 億円	1,000 万円	なし	対人 1 名につき 1,000 万円
②	100 万円	1 億円	10 億円	2,000 万円		1 事故につき 1 億円
③	1 年間につき 300 万円	2 億円	20 億円	4,000 万円		1 年間につき 1 億円 自己負担額なし
						6,896 円
						7,344 円
						7,616 円

2. オプション

①看護職賠償責任保険 (包括契約) ※詳細は ⑤ (P8) をご覧ください。

(団体割引 20%、一括払、保険期間 1 年)

契約タイプ		K3	K5	K7
保 険 金 額	1 事故	1,000 万円	5,000 万円	1 億円
	期間中	3,000 万円	1.5 億円	3 億円
年間保険料	一般診療所 (1 施設あたり)	3,890 円	6,540 円	7,680 円

②医療従事者賠償責任保険 (包括契約) ※詳細は ⑥ (P9) をご覧ください。

(団体割引 20%、一括払、保険期間 1 年)

契約タイプ		J3	J5	J7
保 険 金 額	1 事故	1,000 万円	5,000 万円	1 億円
	期間中	3,000 万円	1.5 億円	3 億円
年間保険料	一般診療所 (1 施設あたり)	211 円	358 円	419 円

③医療機関受託者賠償責任保険 ※詳細は ⑦ (P10) をご覧ください。

(団体割引 20%、一括払、保険期間 1 年)

契約タイプ	X1
保険金額 (自己負担額5,000円)	50 万円
年間保険料	4,620 円

※日本医師会A①会員の先生で、法人立の医療機関 (=診療所・病院) の理事長または管理者の方が、法人契約とは別に個人契約での追加加入を希望される場合は、下記のとおり医療上の事故のみの補償でのご加入になります (施設管理上の賠償補償は法人契約で対応しているため)。

(団体割引 20%、一括払、保険期間 1 年)

保 険 金 額		年間保険料
医 療 上 の 事 故		医師 1 名あたり
対人 1 事故につき	対人 1 年間につき	
1 型	100 万円	300 万円
		4,000 円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

岡山県医師会 医師賠償責任保険 (A①会員向け)の概要

1 保険金をお支払いする事故

1) 医療上の事故

開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、患者（医療の対象者）に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（※）、開設者が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

（※）争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因、事由を知った場合において保険金をお支払いします。

（注）この保険では、医療事故に起因して保険期間中に損害賠償責任請求がなされた場合が対象となります。ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。（初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）

2) 施設による事故（日本医師会医師賠償責任保険では補償していません。）

保険期間中に建物や設備（エレベーターなど昇降機を含みます。）の使用上、管理上の不備に起因する事故によって患者や見舞客など第三者の身体障害や財物損壊が発生し、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が生じた場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

①患者が失火により逃げ遅れて、損害賠償請求をうけた場合

②その他施設の管理上の不備で、患者がケガをしたり、衣服、持物をこわしたりした場合等の事故が保険期間中に生じた場合は、これらの事故も対象となります。

3) 給食等による事故（日本医師会医師賠償責任保険では補償していません。）

保険期間中に診療所や病院が与えた飲食物の取扱いにより患者の身体に障害が発生し、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が生じた場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

（患者が給食で食中毒にかかったというような事故が保険期間中に生じた場合も、この保険の対象です。）

4) 人格権侵害による事故 (日本医師会医師賠償責任保険では補償していません。)

保険期間中に、以下の不当行為により被保険者である開設者に法律上の賠償責任が生じた場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

- ① 不当な身体拘束による自由の侵害、または名誉の侵害
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害

2 お支払いする保険金の種類

1) 医療上の事故

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損失、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

2) 施設による事故、給食等による事故、人格権侵害による事故共通

- ① 法律上の損害賠償金
 - ・ 身体賠償事故の場合：治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・ 財物賠償事故の場合：修理費、再調達費(※)など

(※) 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

 - ・ 人格権侵害事故の場合：慰謝料など
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

3 この保険の対象とならない主な事故

次のような場合は、保険金支払いの対象となりませんのでご承知ください。

1) 医療上の事故

- ①海外での医療行為によって生じた賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- ④名誉き損および秘密漏えいによって生じた賠償責任
- ⑤所定の免許を有しない者が遂行した医療によって生じた賠償責任

など

2) 施設による事故、給食等による事故

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任
- ④他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任

など

3) 人格権侵害による事故

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

4) 1)、2)、3) 共通

- ①被保険者の故意によって生じた賠償責任(※)
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④記名被保険者の使用人が業務に従業中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任(※)
- ⑥航空機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任(放射線照射は、医療用放射線を除きます。)
- ⑧石綿または石綿を含む製品の有害な特性物質に起因する賠償責任
- ⑨汚染危険に起因する賠償責任

汚染物質の排出等に起因する賠償責任(公共水域以外への急激かつ偶然な排出等を除きます。)

(※) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

など

4 事故が発生した場合

1) まず第一に、次のような事項をメモしてください。

- ①事故発生の日時・場所 ②事故発見の日時 ③被害者の住所・氏名
- ④事故の原因・状況 ⑤被害者からの損害賠償の請求を受けたときはその内容と金額

2) 次にそのメモ事項をできるだけ早く岡山県医師会医療事故担当にご連絡ください。

3) 保険金のご請求にあたっては、次の書類(※)のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。(※)必要書類は、以下に記載。

〈事故時に必要となる書類〉

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

★被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

- ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

2010年4月1日以降発生事故から、次の 1. から 4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

※保険法により 3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。
- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）

（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

★求償権の限定行使（勤務医等への求償）

勤務医や看護師等の医療従事者が賠償責任保険にご加入されている場合にかぎり、求償権を行使します。（賠償責任保険にご加入されている勤務医等に法律上の責任があると判断される場合、医療機関契約でお支払いした保険金のうち責任割合相当分を求償するか、もしくは、医療機関と勤務医等がご加入されている各保険から責任割合に応じて保険金をお支払いします。）

★損害賠償請求期間延長担保追加条項

10年間保険料 2,707円

- 保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する 경우가多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎります。

- 保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」にご加入いただかないと保険金をお支払いできません。

看護職の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1) 保険の概要

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ※ 1. 保険金のお支払対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※ 2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※ 3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

3) 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ②ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続き)が不要です。
- ③加入もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④過去に退職された看護職の方も対象となります。

4) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。）・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ②争訟費用・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用等(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

など

6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

※2024年2月1日以降保険始期契約より、看護職賠償責任保険(包括契約)に、刑事弁護士費用担保条項が自動セットとなりました。(割増保険料なし)

詳細は、11・12Pの「8. 刑事弁護士費用担保追加条項」をご参照ください。

医療従事者の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け

医療従事者^(注)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(注) 理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師(診療エックス線技師)、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士をいいます。

1) 保険の概要

医療従事者^(注)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| (1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号) | (2) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号) |
| (3) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号) | (4) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号) |
| (5) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号) | (6) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号) |
| (7) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号) | (8) 栄養士法(昭和22年法律第245号) |
| (9) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号) | (10) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号) |
| (11) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号) | (12) 薬剤師法(昭和35年法律第146号) |
| (13) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) | (14) 救急救命士法(平成3年法律第36号) |

- ※1. 保険金をお支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共司不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

2) ご加入いただける方

医療施設(医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

3) 被保険者

被保険者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4) お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など

②争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用等(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②1)の法律に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降ご契約される継続契約以外の医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

など

6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括してのご契約となるため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

※2024年2月1日以降保険始期契約より、医療従事者賠償責任保険(包括契約)に、刑事弁護士費用担保条項が自動付帯となりました。(割増保険料なし)

詳細は、11・12Pの「8. 刑事弁護士費用担保追加条項」をご参照ください。

患者さんからの受託物の損害賠償に備えたい医療機関向け

患者さんから預かった身の回り品を保管している間に、不注意によって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1) 医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

2) ご加入いただける方

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

3) お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金

- ・ 受託物の修理費
- ・ 再調達費用（同等の物を新たに購入するために必要な費用）

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

4) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

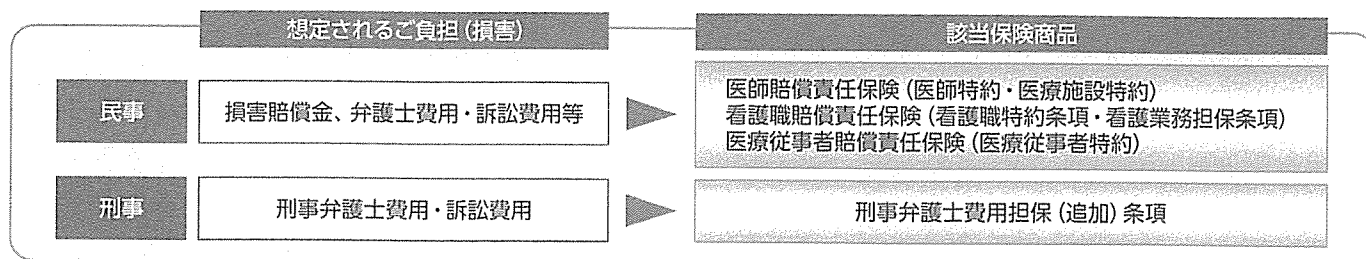
- ① 被保険者の故意による損害
- ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
- ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
- ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
- ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害（虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。）
- ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
- ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
- ⑧ 紛失
- ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害

など

8 刑事弁護士費用担保(追加)条項

自動セット(割増保険料なし)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する担保(追加)条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師、看護職または医療従事者が、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)



保険金額

保険期間(1年)通じて500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

保険金をお支払いする場合

①医師賠償責任保険

被保険者である医師の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

②看護職賠償責任保険(包括契約)

被保険者である看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

③医療従事者賠償責任保険(包括契約)

被保険者である医療従事者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。(上記①②③共通)

- (1)公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- (2)弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)
- ②裁判所が略式命令を発した時(注2)
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。